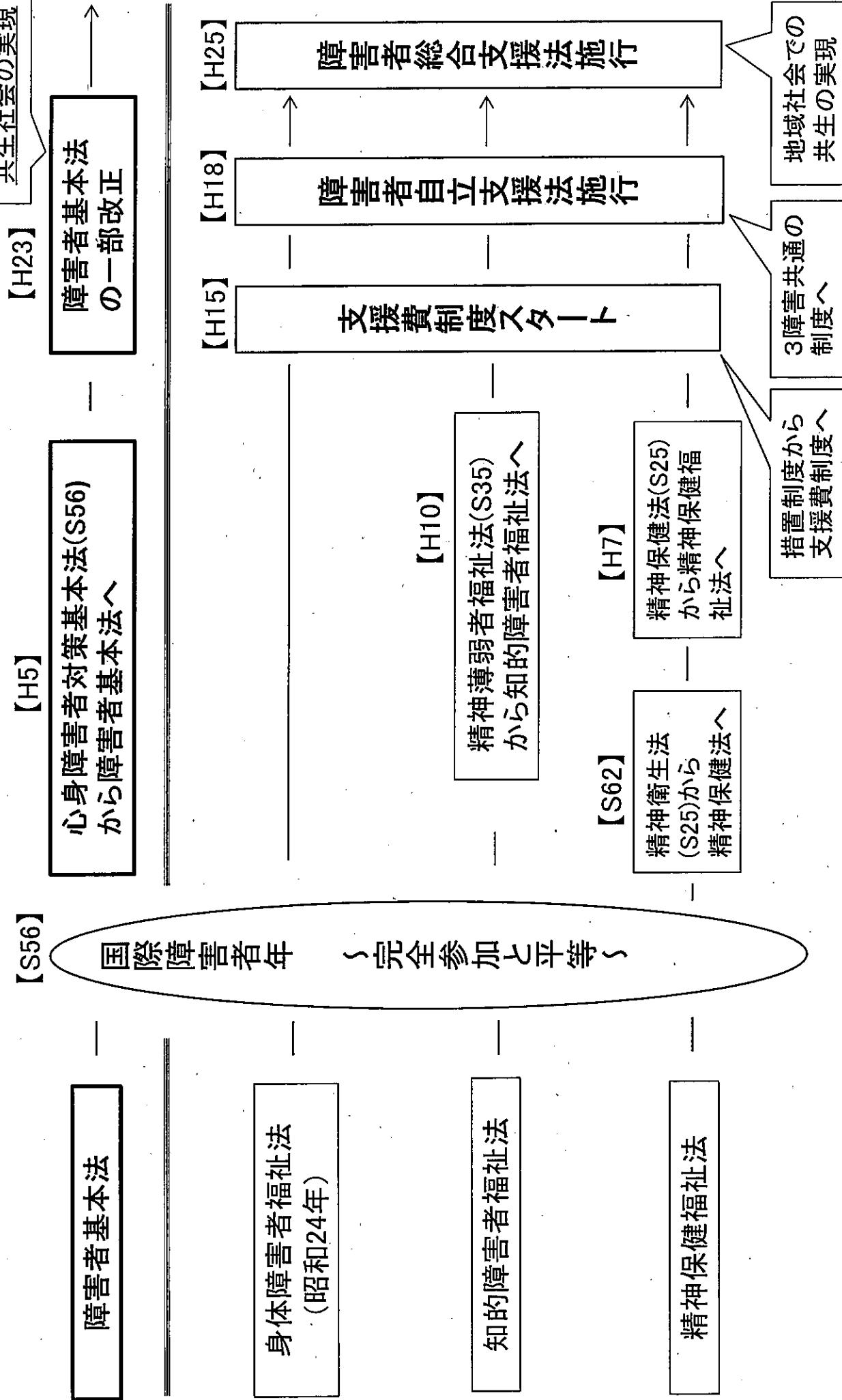


障害者福祉制度の歴史

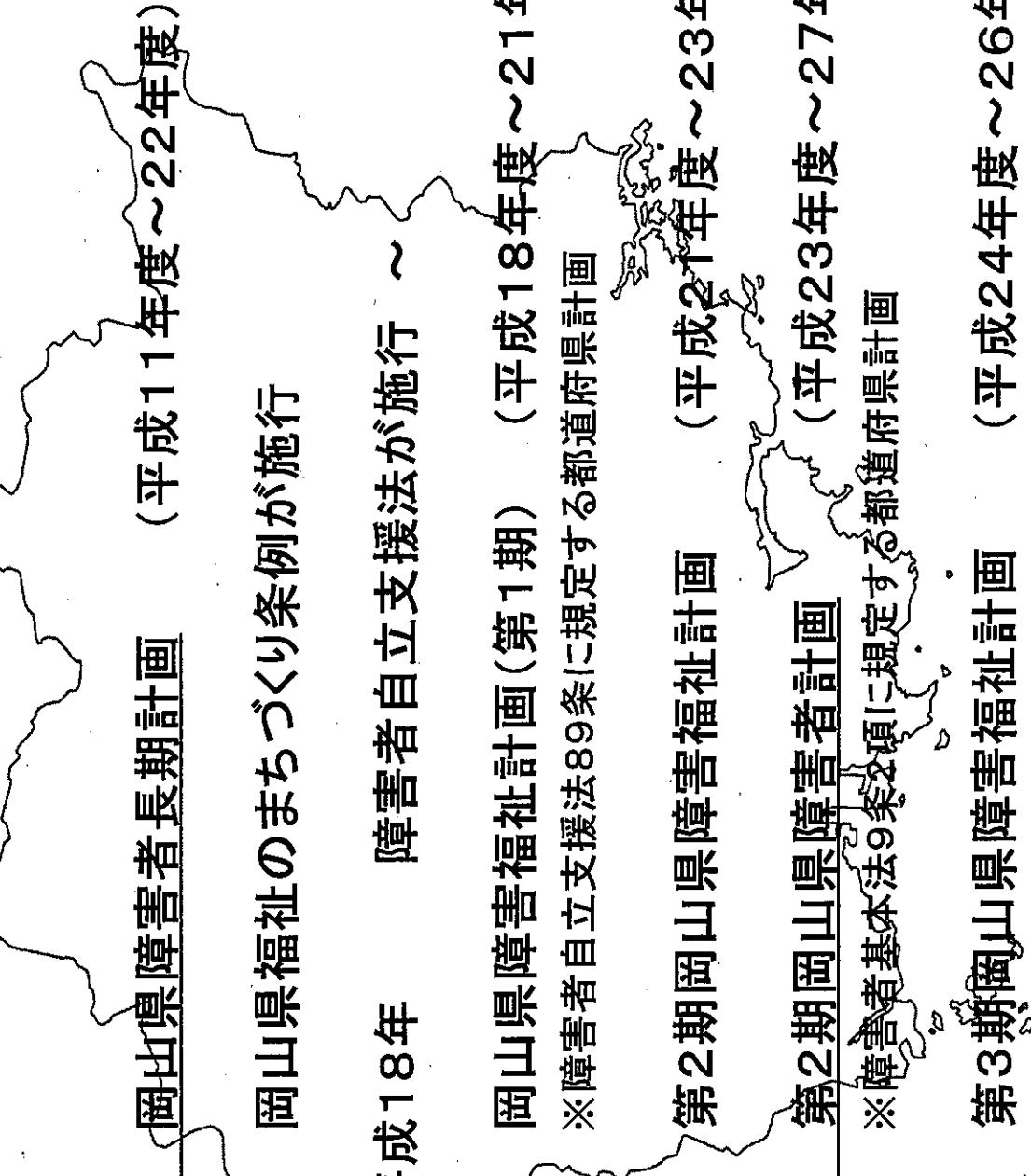
資料1



障害者自立支援法以降の経緯

平成18年 4月 12月	障害者自立支援法の施行（同年10月に完全施行） 法の円滑な運営のための特別対策 (①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法移行のための経過措置)
平成19年12月	障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 (①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進)
平成20年12月	社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ
平成21年 3月 9月	「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」国会提出 → 同年7月、衆議院の解散に伴い廃案 連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針
平成22年 1月 4月 6月 12月	厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意 障がい者制度改革推進会議に係る利用者負担を無料化 障がい者制度改革改組総合福祉部会において議論開始 「障害者制度改革改革の推進のための基本的な方向について」(閣議決定) 「障がい者制度改革改組本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの 間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(議員立法)が成立
平成23年 6月 7月 8月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(議員立法)が成立 「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ
平成24年 3月 6月 平成25年6月	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の 整備に関する法律案」閣議決定・国会提出 同法律案及び「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が成立 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立

本県の障害福祉の変遷

- 
- 平成11年 岡山県障害者長期計画 (平成11年度～22年度)
 - 平成12年 岡山県福祉のまちづくり条例が施行
 - ～ 平成18年 障害者自立支援法が施行 ～
 - 平成18年 岡山県障害福祉計画(第1期) (平成18年度～21年度)
※障害者自立支援法89条に規定する都道府県計画
 - 平成21年 第2期岡山県障害福祉計画 (平成21年度～23年度)
 - 平成23年 第2期岡山県障害者計画 (平成23年度～27年度)
※障害者基本法9条2項に規定する都道府県計画
 - 平成24年 第3期岡山県障害福祉計画 (平成24年度～26年度)

※各期の障害福祉計画は、障害者長期計画・障害者計画の実施計画として位置付け

障がい者制度改革推進本部等において障害者生活を支援するための検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における法律の関係法律の整備に関する概要

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

① 趣旨 公布日施行

- 一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおける障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 一 利用者負担について、応能負担を原則に

- 二 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

- 一 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行
〔市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、
地域移行支援・地域定着支援の個別給付化〕

- 一 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 一 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実

（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）

- 一 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

- 一 在園期間の延長措置の見直し
〔18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。
その際、現に入所している者が退所せられることのないようにする。〕

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

- 一 グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設

- 一 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）

（その他）（1）「その有する能力及び適性に応じ」の削除、（2）成年後見制度利用支援事業の必須事業化、

- （3）児童デイサービスに係る利用年齢の特例、（4）事業者の業務管理体制の整備、
（5）精神科救急医療体制の整備等、（6）難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成23年10月1日)から施行

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

新たな障害保健福祉社会における共生の実現に向けて 地域社会を講ずるための関係法規の整備に

(平成24年6月20日成立・同年6月27日公布)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

1. 題名
「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。
 2. 基本理念
法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。
 3. 障害者の範囲
「障害者の範囲」を埋めるべき範囲に障害者の範囲に難済等を加える。)

4. 善文区分の割合
「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。
※障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

平成25年4月1日(ただし、4.及び5.①~③については、平成26年4月1日)

（注）監査官による監査結果を段階的に講じるため、法の施行後3年を中途として、以下について検討）

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
② 障害者分の認定を含めた支給決定の在り方
③ 支援の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能の在り方
⑤ 対する支援の在り方
※上記の検討に当たつては、障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方、精神障害者との他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。